

令和4年（ネ）第2771号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 株式会社グローバルダイニング

被控訴人 東京都

証 拠 申 出 書

令和4年7月22日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 倉 持 麟 太 郎

同 水 野 泰 孝

同 金 塚 彩 乃

控訴人は、次の通り証拠の申出をする。

第1 証人1

1 人証の表示

氏名：小池百合子（呼出・尋問予定時間50分）

肩書：東京都知事

住所：東京都新宿区西新宿2丁目8-1

2 証明すべき事項

原審が否定した被控訴人の注意義務違反の存否について。具体的には被控訴人が本件で問題となっている「緊急事態」であるとの判断及びこれを前提とした緊急事態措置を行うにあたって、東京都という機関における意思決定（命令発出理由又は宣言期間残り僅か4日での命令発出がもたらす感染抑止効果の見積り及び科学的根拠等）が具体的にいかなるプロセスを経て行われたのかについて、また、そのプロセスにおいて対象施設を控訴人に絞った過程及び根拠（理由）について。その他、当該過程で日本国政府又は政府分科会等関係機関と具体的にいかなる折衝が行われたかについて。なお、原審は、本件命令発出

の責任者本人である都知事の証人尋問をすることなく、被控訴人の注意義務違反を否定した。しかし、その認識内容が本件の帰趨を左右するとは到底思えない控訴人代表者の人証申請を採用しながら、本件訴訟の重大要件の1つである被控訴人の注意義務違反の存否の認定にとって不可欠である都知事の人証申請を不採用としたことは、立証において明らかな非対象・不均衡があり、原審の注意義務違反の存否についての判断が極めて不十分であることを端的に基礎づけているといえよう。

3 尋問事項

別紙のとおり。

第2 証人2

1 人証の表示

氏名：尾身茂（呼出・尋問予定時間50分）

肩書：公益財団法人結核予防会 代表理事

政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 会長

住所：東京都千代田区神田三崎町1-3-12 水道橋ビル 5F

2 証明すべき事項

被控訴人が本件で問題となっている令和3年1月から3月末ころまでの期間において、「緊急事態」であること及び本件要請・命令の必要性の根拠をほぼ包括的・網羅的に基本的対処方針に依拠していることから、当該基本的対処方針の帰趨に対して実質的権限を有する政府分科会ないし基本的対処方針等諮問委員会での判断及び判断過程（根拠等）について。とりわけ、政府分科会ないし基本的対処方針等諮問委員会こそが、新型コロナウイルス感染が社会的問題となってから漫然と事後及び逐次的検証をすることもなく、かつ一貫して新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての飲食店営業への制約を主導しており、当該対策の有効性及び合理性の根拠等全般について。

また、控訴人としては東京都が不正報告していたと主張している重症者病床の数に関して、被控訴人が「国との相互理解の下」事務処理していたとして、基本的対処方針等諮問委員会の議事録を根拠としており（乙４９）、この点の認識について

3 尋問事項

別紙のとおり。

第3 証人3

1 人証の表示

氏名：猪口正孝（呼出・尋問予定時間30分）

肩書：公益社団法人 東京都医師会 副会長

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 会長

住所：東京都千代田区神田駿河台2-5

2 証明すべき事項

証人は、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会（以下、「審議会」という。）のメンバーかつ責任者であり、被控訴人が本件命令措置を行った主たる根拠として、同審議会の意見等を挙げることから（乙２４）、同審議会における判断及び判断過程等について。また、同審議会は、特措法４５条第３項の命令の必要性を判断するにあたって聴取の対象とされる学識経験者であり（特措法４５条第４項）、医学的見地・根拠から本件命令の必要性及び合理性についていかなる判断をしたのか及び審議会の全審議過程等について。とりわけ、被控訴人が根拠とする令和３年３月５日付審議会議事録（乙２４）及び同年同月１８日付審議会議事録（甲４７）に関して審議方法を含めた審議過程及び内容等一切について

3 尋問事項

別紙のとおり。

第4 証人4

1 人証の表示

氏名：西村康稔（呼出・尋問予定時間45分）

肩書：衆議院議員

自民党 コロナ対策本部長、前 経済再生・コロナ対策担当大臣

住所：東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一会館611号

2 証明すべき事項

証人は、本訴訟で争点となっている第2回緊急事態宣言発出の際の担当大臣であり、同宣言及び本件命令の根拠たる改正新型インフルエンザ特措法（以下、「特措法」という。）について国会において担当大臣として答弁に立ち続けた新型コロナウイルス対策・立法の責任者である。

本件では、特措法（及び関係政令・告示等）の制定過程及び特措法45条2、3項の解釈における内閣官房等政府策定の事務連絡等関係指針をいかに解釈するかが重要な争点となっており、被告東京都の主張も政府策定の事務連絡等に全面的に依拠している。

また、証人は、基本的対処方針等諮問委員会を始めとした専門家を含めた重要な会議体においても責任大臣として出席しており、政府のコロナ対策について網羅的に把握し、政府の意思決定を実質的に担っていた者である。

以上から、特措法関係法令及びその解釈について、立法者意思を含めた全般的な政府の法解釈等について立証するとともに、第2回緊急事態宣言及び特に原告に命令を発出した時点前後における政府のコロナ対策についての意思決定過程及び政府と地方自治体の認識を立証するものである。

また、証人は、証人が担当大臣として対応したコロナ対策を回顧する2022年5月10日出版の自著『コロナとの死闘』において、「当初、小池都知事は

「全部、東京都の権限、判断でやらせてください」と言ってきましたが、法律を適切に運用するための整理をしたわけです。」(同書32頁)などと、被控訴人との具体的なやりとり及び被控訴人の注意義務違反の内容をなすとも考えられる被控訴人からのコンタクト又は発言等を相当箇所にあたって記述している。このことから、証人の本件命令前後における認識を法廷で問う意義は極めて大きいと考えられる。

3 尋問事項

別紙のとおり。

(別紙)

尋 問 事 項

証 人1 小 池 百 合 子

- 1 経歴及び現職における職務権限と職務内容
- 2 第1回緊急事態宣言から現在にいたるまでの緊急事態宣言の発出の際の被控訴人東京都の会議体の意思決定等、具体的判断過程について
- 3 緊急事態宣言期間内において要請又は命令措置をとる場合に、「緊急事態」であることの実質的判断をいかなる態様で行っているか否かもしくは行ってないかについて
- 4 緊急事態宣言期間内における命令措置をとるにあたって、特措法45条3項の「正当な理由」の有無についていかなる判断基準によって判断したのか
- 5 緊急事態宣言期間内における命令措置をとるにあたって、特措法45条3項の「特に必要があると認められる場合に限り」との要件における必要性の有無についていかなる判断基準によって判断したのか
- 6 重症病床数の不正報告の客観的事実及び不正であったこと自体の認識について
- 7 緊急事態宣言の要請を含めて、日本国政府及び関係省庁と具体的にいかなるやりとりを行い、各種東京都という機関としての意思決定を行ったのかについて
- 8 東京都知事の憲法尊重擁護義務について
- 9 その他上記に関する一切の事項について

以 上

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 2 尾 身 茂

- 1 経歴及び現職における職務権限と職務内容
- 2 令和3年1月7日付緊急事態宣言発出の際の基本的対処方針等諮問委員会及び政府分科会的意思決定等における具体的判断過について
- 3 令和3年3月5日付で緊急事態宣言を延長した際の基本的対処方針等諮問委員会及び政府分科会的意思決定等における具体的判断過について
- 4 新型コロナウイルスの特徴と対策の関連性及び令和2年4月の第1回緊急事態宣言から令和3年1月の第2回緊急事態宣言の間に行われた対策の検証等について
- 5 飲食店の営業時間短縮という感染拡大抑止政策の合理性及び根拠について（とりわけ、重大な憲法上の権利制約の観点から法的検討をどの程度したかについて）
- 6 飲食店の営業時間短縮以外の感染拡大抑止策の検討状況について
- 7 東京都による重症病床数の報告及びその経緯について
- 8 第2回緊急事態宣言の発出及び本件命令措置の前後における東京都知事及びその関係職員等とのコミュニケーションの有無及びその内容について
- 9 その他上記に関する一切の事項

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 3 猪 口 正 孝

- 1 経歴及び現職における職務内容と職務権限
- 2 令和3年3月5日及び同月18日の審議会の審議過程及びその内容
- 3 学識経験者としていかなる根拠で本件命令の必要性及び合理性を判断したのか
- 4 重症病床数の不正報告についての認識及び2項の審議会での判断にあたって、
東京都からの重症病床数を基礎に判断をしたか否か
- 5 その他上記に関する一切の事項

以 上

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 4 西 村 康 稔

- 1 経歴及び第2回緊急事態宣言前後における職務権限と職務内容
- 2 令和3年の特措法改正時の審議過程（立法者意思）について
- 3 特措法の解釈（行政としての有権解釈）について
- 4 特措法に関する関係事務連絡等の制定過程及びその解釈について（とりわけ、特措法45条2項及び3項の「正当な理由」「特に必要があると認められる場合に限り」という要件の解釈について）
- 5 第1回緊急事態宣言から現在にいたるまでの緊急事態宣言、とりわけ第2回緊急事態宣言発出及び延長/解除の際の政府が構成する会議体の意思決定等、政治判断についての具体的判断過程及び内容について
- 6 東京都からの重症病床数の報告の認識について
- 7 緊急事態宣言の発出及び延長/解除の際に東京都といかなる連絡・連携等を行ったのかについて
- 8 国務大臣の憲法尊重擁護義務について
- 9 証人の著書に記載のある、被控訴人との緊急事態宣言及び命令発出時における具体的なやりとりについて
- 10 その他上記に関する一切の事項について

以 上